

K・キティチャイサレー著

『海洋法と東南アジアにおける海洋境界画定』

Kriangsak Kittichaisaree, *The Law of the Sea and Maritime Boundary Delimitation in South-East Asia*, ニューヨーク, Oxford University Press, 1987年, xv+209ページ

石田 暁 恵

I 本書の位置づけ

東南アジア諸国は、第1次海洋法会議（1958年、ジュネーブ）の時代から新しい海洋法の形成に対して積極的に関わってきた。その例としては、インドネシア、フィリピンが主張する群島理論があげられる。群島理論は当初はその正当性を認められるには至らなかったが、第3次国連海洋法会議においてはインドネシア、フィリピンがそれぞれ群島理論を強硬に主張し、1982年国連海洋法条約では「群島国家」として国際的に認知されるに至った。第3次国連海洋法会議では、排他的経済水域(exclusive economic zone)や「人類の共同の遺産」として位置づけられた深海底の資源開発制度など新しい海洋法が争点となっていた。そのため、東南アジア地域の海洋法問題についても研究者の関心が喚起され、関係諸国の学者、研究者の著作や論文は決して少なくはない。なかでも、代表的な著作としてはシンガポールの東南アジア研究所(Institute of Southeast Asian Studies)から出版された、Lee Yong Lengの*Southeast Asia and the Law of the Sea* (1980年)や Phiphat Tangsubukulの*ASEAN and the Law of the Sea* (1982年)があげられるが、これまでに発表された海洋法関係の研究書は、東南アジア地域での海洋境界に関する紛争を中心に、事実と国際法上の問題についてふれるにとどまっていた。しかし、ここで紹介する本書は、このような従来の研究とはいくつかの点で異なっている。まず第1には、研究の対象を海洋境界画定に限定していることである。1982年国連海洋法条約がパッケージ方式で採択されたことから、従来の研究書は同条約に含まれる制度全般を扱っているため、内容としては広く浅くという傾向にならざるをえなかった。本書では「境界画定」にテーマを限定し、それに関連して現在効力があるとされる国際法の原則を東南アジア地域の境界画定問題に適用することの妥

当性を検証しようとしている。第2には、著者は上記の検証作業を通じて、従来海洋法研究において北半球、ラテンアメリカ地域を対象とする研究が主流をしめてきたのに対し、東南アジア地域の地域的特殊性を描き出そうとしている。

著者の見解では、東南アジアにおける海洋法のこれまでの研究状況は、他の地域（北半球、ラテンアメリカ）にくらべ、初歩的段階にあり、沿岸国の海洋政策に関連する法的課題の分析も充分に行なわれていないとしている。

本書で筆者が目的としているのは、海洋の境界画定において現在効力があるとされる国際法原則と、それに対する関係各国の解釈および実行が多様であること、また地域的事情によっては一般的法原則と異なる原則となりうる可能性があることを検証することにある。いいかえれば、これまで形成され、実行されてきた一般的法原則と地域的な特定の法原則との関係を明らかにすることである。

上記の問題を中心に据えて、著者は現在の国際法のもとで何が指導的原則であるのかを確認したうえで、東南アジアでの海洋境界画定に関するこれまでの当該国家の権利主張、交渉から合意に至るプロセス（または合意に至らない場合のプロセス）を詳細に追跡し、現行の国際法（慣習法、条約法）の原則が、国際規範(international norms)として東南アジアでいかに解釈されたまたは適用されているかという観点から、東南アジアでの特殊性あるいは地域性を探ろうとしている。

なお、本書の著者はタイの外務省に勤務しており、本書は1986年にケンブリッジ大学に提出された3部からなる博士論文の第1部を改訂したものである。

II 本書のアプローチ

著者は、既存の東南アジアにおける海洋法研究に対して批判的立場をとり、本書では法理論(theory)と法原則(doctrine)を峻別することから出発している。著者によれば、法理論では国際法の特定の目的の源となった背景や基本的理由を明らかにし、法原則はその目的(対象)を実体化する方法を規定するものである。原則は個別の事件を審理する際においてその実体(substance)と手続き(procedure)を定め、原則に基づいたプロセス(doctrinal process)は事件の全容、主題、方法、条件、結果を明らかにする。国内法であればここで結論が出されるが、国際法の場合は、新たに国際慣習法として認め

られた規則 (rule) の解釈、適用をめぐる議論が分かれてくる。

この解釈上の立場の相違は、国家の「政策方針」(policy orientation) によって生じるものであり、国内事情ならびに国益形成圧力に起因する。この際重要となる問題は、規則を国家が独自に解釈して適用することが法的に有効であるのか、または正当性を持ち得るのかということであり、既存の国際法の枠組(体制)に対してそれがどのような意味をもつのかということである。

上記の方法論と膨大な資料を駆使することにより、本書は、これまでの東南アジアの海洋法に関する研究にみられなかった重厚かつ実証的研究書となっている。

### III 構成と概要

本書は10章から成り、第1章では冒頭に紹介したような著者の海洋法研究の目的と方法について述べられ、国際法のレベルでの海洋法の一般の問題が指摘される。第2章では、本書の主題である境界画定において使用される用語「画定」(delimitation) を、類似の用語である、“apportionment”, “demarcation” “allocation” と比較し、区別することで、「画定」が沿岸国にすでに帰属している区域の境界を設定するプロセスであることを明確にし、東南アジア諸国を取り巻く海洋の地形的特質もたらす同地域での海洋境界画定問題を概説している。第3章から第10章までは、事項ごとに理論、原則、実体、プロセス、政策方針について分析を行なっている。各章で取り扱われる事項は、以下のとおりである。第3章基線、第4章割当線 (lines of allocation), 第5章領海、第6章大陸棚、第7章排他的経済水域、第8章島、第9章群島、第10章東南アジアにおける半閉鎖海。なお、巻末に東南アジア諸国間で締結された境界画定に関する2国間協定、ならびに関係国の宣言の資料が付されている。

著者は、法理論・原則⇒実体⇒プロセス⇒政策方針、という手法で各事項ごとに分析しているが、なかでも大陸棚(第6章)に関しては、その手法が最もよくいかされている。以下はその一部の紹介である。

#### 〔大陸棚〕

著者は、まず理論として、トルーマン宣言(1945年)から58年大陸棚条約に至るまでの大陸棚概念の生成過程を述べた後に、58年大陸棚条約が有効であった時期において、東南アジアの国々が自国の大陸棚の境界画定に採用した法的基準を明らかにしている。

東南アジア地域の地形的条件としては、フィリピン周辺を除けば、全般的に水深200mに達しない比較的浅い海が広がっていることが特徴としてあげられよう。それゆえに、海底資源開発の可能性は高く、資源に対する権利の面で、境界画定は沿岸国にとって国益に関わる重要問題である。

1958年大陸棚条約に関しては、カンボジア、マレーシア、タイ、ブルネイ(イギリスの批准に伴う)がこれを批准している。カンボジアは1969年の政府宣言で、マレーシアは66年の大陸棚法で200m水深基準に従って大陸棚を設定し、タイは71年に石油法により大陸棚に対する管轄権を明らかにした。ブルネイの場合はイギリスが保護領として1954年に100mを基準として大陸棚区域を設定した。イギリスはこれに続き、サバ、サラワクでも同様に大陸棚区域を定め、サバ、サラワクとブルネイ間の境界を定めた。1958年大陸棚条約を批准しなかった国では、ビルマとベトナムが200m水深基準と開発可能性基準を併用し、インドネシアは開発可能性を基準とした。フィリピンは1968年に大統領声明で開発可能性基準に基づき大陸棚を設定した。同声明において、フィリピンは隣接国との大陸棚の境界画定に関しては「法と衡平の原則」に従うとし、トルーマン宣言を踏襲している。シンガポールは、国際的商業港であるという特殊な立場から、周辺水域での石油開発はむしろ船舶の航行上障害となり、国益にそぐわないという判断から大陸棚に対する権利主張を行っていない。

沿岸諸国の大陸棚に対する権利主張は相互に重複しているが、その後2国間の合意によって重複区域の境界画定は部分的に解決されている。これらの2国間協定に共通する要素として、(1)友好国間の協定であること、(2)当該画定区域が水深200mを超えない範囲であること、(3)境界画定の方法として中間線または等距離線を採用していること、(4)海底埋蔵物が単一性を維持しており、多国間にまたがっていないことがあげられている。

対照的に、2国間の合意が得られず未解決のケースでは、(1)関係国が敵対関係にあること(ベトナム—タイ、ベトナム—中国)、(2)島または群島の存在が境界画定を複雑にしていること(これが主たる原因の場合が多い)、(3)一部水域に関し主権に関わる紛争があること(Spratly Islands [南沙諸島], Paracel Islands [西沙諸島]、のケース)、(4)重複区域に賦存する資源の重要性が高くその存在範囲が明確にされていないことが、解決を困難にしている要因としてあげられている。著者は、未解決の場合には前述した2国間協定を可能にした要素の一部を欠

いているとし、とりわけ東南アジアでの境界画定において関係国の友好関係の重要性を指摘している。

次いで、著者は大陸棚境界画定手続きの実態を、国連海洋法条約（1982年）の手続き規定（第83条）との関連でとりあげている。国連海洋法条約は、大陸棚の定義として200海里に達しない場合は距離基準（200海里まで）、200海里以遠に対しては陸地の自然延長理論を基準としている。東南アジア沿岸国の大陸棚は、同一の大陸棚上に位置し、向かい合う沿岸国間の距離が400海里を超えない場合が多く、等距離原則に基づく場合は大陸棚の境界と排他的経済水域（EEZ）の境界が結果として同一の境界線となる可能性を、著者は示唆している。

また著者は、境界画定原則として「衡平原則」と「等距離原則」の関係についてもふれ、これに関連して、未解決のケースとしてインドネシア・オーストラリア間の「チモール・ギャップ」のケースをとりあげ、合意には至っていないが石油開発に関する共同管理体制という形態の暫定協定（modus vivendi）の法的性格を論じている。

境界画定に関する紛争解決に対しては、東南アジア沿岸諸国の姿勢は第三者による強制的審判（シンガポール）、強制的審判を否定し協議による解決（インドネシア、カンボジア）、両者の中間に位置する立場（タイ、フィリピン）に分れており、実態としては、東南アジア沿岸国間の紛争解決は交渉による平和的解決が現実的であるとしている。しかしながら、それは「衡平な解決」の実現という意味では、問題が残ることが指摘される。

#### 〔排他的経済水域：EEZ〕

国連海洋法条約においては、EEZにおける沿岸国の権利・義務関係の面では、海底の上部水域、海底およびその地下の天然資源に沿岸国の主権の権利が認められ、同時に、海洋環境の保護・保全等に関する管轄権が規定されている。同条約は第74条でEEZに関する境界画定手続きを定めているが、この内容は大陸棚の境界画定に関する規定（第83条）と同じであり、「衡平な解決を達成するために……国際法に基づき合意により行なう」としている。EEZ概念発生の源は漁業権にあり、漁業専管水域の性格をとどめているが、EEZは地下資源に対する権利を含むことで大陸棚と重複する性格もある。しかも国際法上、新しい概念であり、境界画定に関する指導の原則は国連海洋法条約の規定のみである。本書では、単一の海洋境界画定のケースとして、カナダとアメリカ合衆国との間のメーン湾区域における海洋境界画定のICJ（国際司法裁判所）判決（1984年）がとりあげられ

ている。衡平な結果を達成するために配慮すべき関連事情が、200海里（漁業）水域と大陸棚では違いがあり、メーン湾のケースに対する国連海洋法条約第73条の適用に関する解釈が、東南アジア地域においても妥当性をもちうるかという点から、東南アジアにおけるEEZの境界画定の実態と政策的方向が検討される。東南アジアでは、各国が200海里EEZを実施した結果、それぞれの主張する水域の重複が生じた。この重複水域のうち、1984年にインドとビルマ間で中間線による境界画定が合意され（向かい合った2国間のケース）、タイとビルマの間でも80年に協定が締結された（隣接国間のケース）。タイ・ビルマのケースでは、126海里的直線による等距離線（straight equidistant line）を採用しており、著者はこれを「独特」の解決方法としている。

大陸棚の章でもふれられたように、東南アジアでもEEZと大陸棚の単一境界の可能性は高いが、既に大陸棚の境界画定が進んでいることから、EEZに関する境界画定は新たに行なわれることになる。単一境界が選択される場合は、重複水域に対する主要な関心が地下資源確保かまたは漁業資源確保のいずれにあるかにもよるが、いずれにせよ、メーン湾事件での国際司法裁判所判決が漁業その他の諸活動を衡平基準の考慮要因としなかったのとは違って、実際には伝統的漁業権に対する配慮が必要であることを、著者は示唆している。

#### 〔島〕

「島」に関しては、東南アジアでの問題は海洋境界画定の直接的対象とはならず、同地域の紛争のケースは島の領有をめぐる紛争である。本書では、西沙諸島（中国・ベトナム間の紛争）、南沙諸島（フィリピン・マレーシア・中国・台湾の間で紛争となっている）、ナトゥナ（Natuna）諸島（インドネシア・ベトナム間の紛争）がとりあげられる。著者は、領有に関する国際法の法理に照らしてこれらの紛争を検討するが、同地域での紛争、特に西沙諸島、南沙諸島のケースは、軍隊の出動や、石油利権にかかわる事情があるため、既存国際法の法理（先占、取得時効）による解決は困難だとしている。解決手続きとしては、関係諸国が国連憲章の調印国であるために、同憲章第33条（平和的解決の義務）に従い、交渉による平和的解決しか残されていないが、関係諸国の国内事情は和解の可能性を小さくしているし、また東南アジア諸国（タイ、カンボジアを除く）は国際司法機関に紛争解決を付託する意向を示していない。

## IV 若干の感想

本書の紹介において、評者の関心が資源問題にかたよっているため、必ずしも本書を正確に紹介した結果とはなっていないことをおことわりしておきたい。本書の全体を貫く問題意識は、海洋境界画定における国際法の原理、原則とは何かということであり、当然、著者は基線、領海についても厳密な検討を行っており、植民地時代に宗主国が決定した領域に関する境界線が東南アジア地域でも現在の紛争の原因となっていることが明らかにされている。

最後に、評者の若干の感想を述べておこう。本書は、海洋境界画定において現在有効とされている国際法の原則が、東南アジアの境界画定のプロセスにおいて有効性を持ち得るかどうかを検証したものである。本書が3部構成の第1部に相当する部分であったため、著者はこの本の中で結論を述べていないが、本書を通じて得た評者の結論をいえば、東南アジア地域での境界画定プロセスにおいては、(ICJ 規約38条に示されるような意味での)現行の「国際法」の適用は、限定された範囲にとどまっているといえよう。

著者が「友好国間の合意」に注目しているように、東南アジア沿岸国間の境界画定プロセスで重要な意味をもつのは政治的な友好関係であり、この条件が満足された後に沿岸国間の交渉が成立する。実際の交渉過程では、「国際法」の解釈・適用をめぐる議論がなされるが、最終的結論の段階では「友好国間の合意」が「衡平」の原則に優先している。少なくとも、国際司法裁判所がそのいくつかのケースで追求したような「衡平」とは何かという問題意識、また「衡平」を実現するための境界画定の基準、方法についての理論的な問題意識は、東南アジア沿岸国間の境界画定プロセスには明確に反映されていないことが本書で明らかにされている。このことが明らかにされたという意味で、著者が本書でとったアプローチは成功している。本書が提起している問題は、これまで西欧先進国が中心となって形成してきた国際法の一般原則を、東南アジア諸国に適用した場合には、予測できなかった問題が生じてきていることであり、それに対する関係沿岸国（とくに ASEAN 諸国）の国家実行が地域としての法の特異性を持ち得る可能性があるということである。

(アジア経済研究所経済協力調査室)